

障害者自立支援法が、4月1日から施行されます

福祉課 内線 326

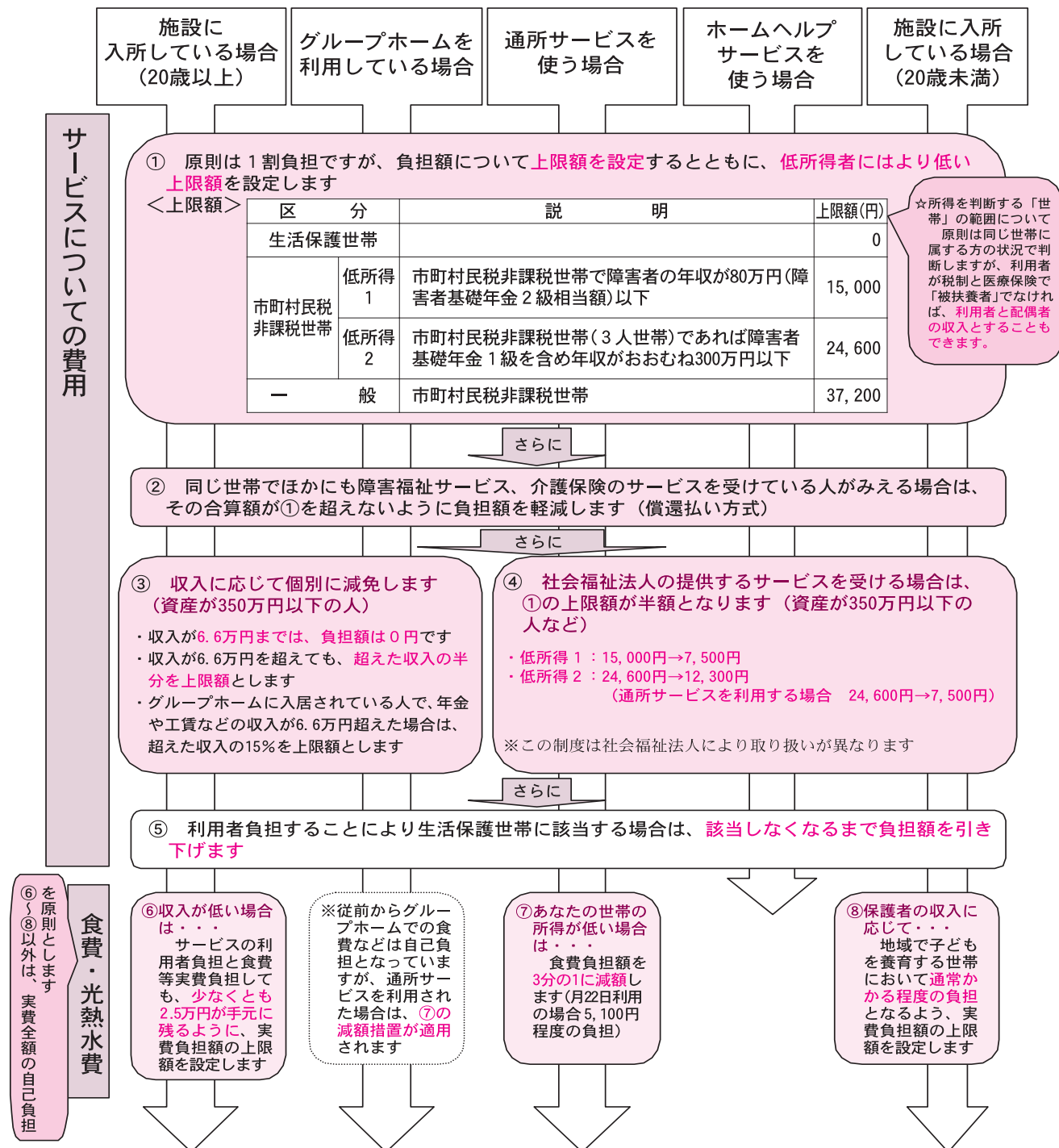
「障害者自立支援法」が施行されるのに伴い、身体・知的・精神障がい者や障がい児の福祉サービス利用や医療費助成などの一部について、手続きや自己負担額などが変更になります。

対象となる皆さん(変更の対象となるサービスなどを利用されている人)には、1月中旬から2月末にかけて市から「福祉サービス」と「自立支援医療」にかかる案内を発送しますので、申請手続きを行なってください。

なお、自己負担につきましては、福祉課にあるリーフレットをご覧ください。

※数字は整数化しており、実際の数値と異なる場合があります

あなたの利用者負担はこうなります（福祉サービス）



あなたの負担はこうなります（自立支援医療）

